

2017年2月24日

池田町議会

議長 那須 博天 様

「町民と政党のつどい」実行委員会

事務局長 牛越邦夫

「公民館使用許可取り消し問題」についてのご報告とお願い

池田町からの説明もあって、昨年12月に公民館の使用許可取り消し問題が起こったことはご存じのことと思います。

この発端は、昨年12月2日に池田町公民館で開催を予定した「町民と政党のつどい」（実行委員会主催）が、前日になって使用許可を取り消されたことにありました。この問題は、県弁護士会に所属する弁護士の有志の方々、ローカル各紙の記者、各政党の方々など多方面からも注目を集め、全県のニュースにもなりました。

「つどい実行委員会」は、この公民館使用許可取り消しは町と教育委員会による不当で違法な行為であるとして強く抗議するとともに、その後の事実経過や法的な解釈をめぐるやりとりの中でも、教育委員会・公民館側による一方的で問題の多い対応が見られることから、批判を続けてきました。

また、公民館を誰もが利用しやすい町民に開かれた施設とするよう求め、基本的な考え方や運営の方針について今後の方向を提起しているところです。

私たちは、この問題は単に一町民団体の公民館利用が拒否されたという狭い問題ではなく、公民館のあり方の本質を問い、さらに集会・言論の自由、表現の自由など憲法上の問題を問う重大な問題を含んでいるととらえています。

議員の皆さまにおかれては、町民の生活と権利に関わる町政の基本問題として、この問題にぜひ関心をよせていただき、以下の項目へのご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

1. これまでの経過と私たちの考え方についてご理解ください。

【別紙資料】にて、これまでの経過と問題のポイントを整理しましたのでご覧ください。また、この問題をめぐる経過や双方の見解などについてはウェブ上ですべて公開しています。

「戦争法に反対する池田町民の会」のホームページよりアクセスできます。

<http://nowar-ikeda.wixsite.com/news/>

2. 議員の皆さまと私たち「つどい実行委員会」との懇談の場を持ってくださいますよう、ご検討ください。

3月下旬～4月中旬 皆さまのご予定を考慮し日程を調整させていただきます。

3. 公民館問題を考える学習会にご参加ください。

4月9日（日）午後1時30分 1丁目福祉会館2階会議室

以上

実行委員（50音順） 秋吉清一郎 有川劭 薄井百子 太田勅 荻窪とよ子

加藤俊 曾根原鈴美 高山暁 松澤周三 村端浩 山本伸一 米沢敏夫

## 【別紙資料】 公民館使用許可取り消し問題をめぐる経過と問題のポイント

### 【経過をめぐって】

(1) 池田町の町民団体で実行委員会をつくって、「町民と政党のつどい」を12月2日に開くことをきめ、11月4日には公民館に使用許可を申請しその日に許可を受けた。

「つどい」の目的は、野党4党の代表を招いて野党共闘のあり方を議論し合い、同時にその政策的な基礎となるTPP、原発、年金などの問題についても意見を聞こうとするものであった。

(2) 11月29日、公民館から「外部から公民館の使用規定に抵触するのではないか」との指摘があったことをきっかけに、「つどい」事務局長（以下「事務局長」）に電話があり、その日に教育会館で事務局長と教育長・教育課長・公民館長との話し合いが持たれた。事務局長は、この企画が公民館内規には抵触しない旨の説明をし、その後の話し合いのなかで教育委員会の理解を得たと判断した。

(3) ところが、11月30日になって公民館から「確認事項について」（以下「確認書」）という公式文書が送られてきた。このような文書をつくることは全く予告されず、29日に話していない憲法違反の内容まで含まれていたことから、30日夜に公民館からその承認を求める電話があった際に、12月1日午後に再度話し合うことで合意した。

(4) 公民館使用許可問題が12月1日午前の庁議の議題として取り上げられ、その議を経て公民館長から「公民館使用許可取り消し」が午前11時半頃事務局長に通告された。その日午後の話し合いは無視された。

取り消しの理由は、①公民館への申請事項と実際の内容が異なること（申請では「会議」だが、実際は集会である。申請者は「町民の会」とあるが、実際は「つどい実行委員会」となっている）、②社会教育法第23条の規定（特定政党の利害に関する事業）に抵触する、の2点であった。

(5) 公民館で開催できなくなったために他の公的施設を借りようとしたが、庁議で他の施設も貸さないことになったために、すべて借りることができなかった。

(6) 「つどい」はかろうじて1丁目の集落センターを借りて実施できた。「つどい」には野党4党代表をはじめ、町内外から約80名が参加した。

(7) 12月5日には、「つどい」実行委員会として教育委員会に抗議。数点の質問を行った。

(8) 12月16日、町と教育委員会は「回答」を行い、上記(4)の2点の理由を記載して公民館取り消し処分が正当な措置であったことを改めて示した。

(9) 12月27日、実行委員会は、この問題への見解を発表し、36項目の「質問と要求」を提出。同日、県弁護士会所属の自由法曹団長野県支部が「抗議声明」を町長に提出し、記者会見を行った。

(10) 2月1日、町と教育委員会は、「質問と要求」に対して「回答」を行った。この回答は、これまでの教育委員会の立場を再確認するもので、「確認書」の持つ不当性や、社会教育法の解釈についての実行委員会側の質問に誠実に答えたとは言いがたいものであった。

## 【2】公民館使用許可取り消し問題とは何か

(1) この「つどい」が「公民館内規に抵触するのでは」という外部からの通知をきっかけに、これまでのやり方を覆して、これまでとは全く新しい「公民館運営」のやり方を作り出してしまった。

これまでは、公民館使用申請書に必要な事項を書き込んで申し込めば、他団体と競合していない限り申請と同時に許可となる扱いのため、公民館規則第3条第2号の様式の許可書の発給は省略されてきた。

ところが、今回は、「公民館内規に該当しない事例」であるので、「確認書」を認めなければ使用許可しないという対応を行った。この「確認書」も、双方で話し合って合意したものではなく、11月29日の話し合いでの双方の話題の断片を教育委員会側が一方的に解釈してつくりあげた文書といえるものであった。その中には「選挙に関する話題・議論は一切しない」などの憲法違反の内容をも含んでいた。

教育委員会は、12月議会において、この「確認書」は「事務局長が述べたこと」だと発言しており、現在もその立場を崩していない。しかし、その内容もさることながら、『確認書』をとって公民館使用の可否を判断する」という過去にも例のない対応は、今後の公民館の運営に重大な禍根を残すものとなっている。

(2) 取り消し理由のひとつとされた「公民館への申請事項と実際の内容が異なる」という点については、それが分かった時点で修正すれば済むことであった。「つどい」実行委員会から教育委員会への「質問と要求」に対する回答の中で「それ自体では取消理由とはなり得ない」と言及しているにもかかわらず、正式には「取消理由にはあたらない」とは認めていない。

(3) 社会教育法適用外の他の公共施設を庁議で使わせないとしたことについては、「反省している」と回答した。しかし、「地方自治法違反の行為にあたる」との反省の理由が明確に述べられていない。

(4) 教育委員会は、公民館使用許可取り消しの理由として社会教育法第23条をあげ、その条文の「公民館」には「運営者も利用者も含まれる」と解釈されるため一般町民団体も「政治的中立性を守り、特定政党の利害に関する事業をしてはならない」のだとしている。

しかし、社会教育法の条文（別記1）は公民館の運営方針を規定したものであり、公民館運営者に対する規定である。中日新聞（12月28日）は、同法について「特定の政党ばかりに使用を許してはならないとの趣旨」であって「市民の政治活動などでの使用は法的には問題はない」との文部科学省社会教育課の担当者の見解を紹介（別紙）している。昨年7月の文部科学省の通達（別記2）は「事業等の目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものでない限り、本規定の違反とならず（公民館の使用は）差し支えない」として、その見方を裏書きしている。これらに照らしても、池田町教育委員会は社会教育法の解釈を誤っていると言わなければならない。

(5) 公民館は、公的な施設であるという性格から、運営者は何よりも日本国憲法の人権規定、とりわけ憲法第21条を遵守すべきであるとの私たちの指摘に、社会教育法第23条を守ることがそれを担保するという極めて問題のある回答をしている。

また、社会教育法第23条に該当することを例証するために「つどい」実行委員会が発行した「チラシ」の文言をあげているが、これは事前検閲とみなされても仕方のない対応である。

(6) 公民館は、町民に開かれた学習と交流の場であり、政治的な問題でも様々な立場から自由に議論できる場であるべきである。地域交流センター建設を目前にしている池田町にとって、その運営をどうするかは町民全体にかかわる大きな問題となっている。

公民館のあり方を考える際に、広島市、岩出市の公民館規定（別紙）が注目される。

公民館を町民の社会教育と交流のよりどころとするために、他の市町村の取り組みも参考にしながら、公民館問題を深く考えていくことが求められている。

以上

#### 【別記1】 社会教育法第23条

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

【別記2】 「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う社会教育における啓発活動等の充実について（依頼）」

平成27年7月28日付けで、文部科学省生涯学習政策局長から各都道府県教育委員会教育庁あてに通知された文書（27文科生第277号）

<抜粋>

社会教育法の第23条第1項第2号の規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、公民館を政党や候補者等に利用させることを一般的に禁止するものではない。

例えば、特定の政党を支援する目的で事業を実施することや、特定の政党に、特別に有利な条件で提供したり、独占的に利用させたりするような運営を行うことは禁じられるが、事業等の目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものでない限り、本規定の違反とならず、差し支えない。

暮らし・  
手続き

子育て・  
教育

健康・医療・  
福祉

まちづくり

文化・  
スポーツ

産業・雇用・  
ビジネス

観光

原爆・平和

市政全般

緊急災害情報サイト

防災(防災情報メール)

避難場所

救急当番医

組織別分類から探す

サイトマップ

広島市ホームページ > 文化・スポーツ > 生涯学習 > 社会教育施設 > 公民館 > (平成22年5月)政治に関する学習会等の利用について(お知らせ)  
 広島市ホームページ > 市政全般 > 福祉ガイド > 公民館・市民活動施設 > (平成22年5月)政治に関する学習会等の利用について(お知らせ)

## (平成22年5月)政治に関する学習会等の利用について(お知らせ)

ウェブサイト

コンテンツ

印刷用ページを表示する

政治に関する学習会等の利用について、これまで随時的に更新してきましたが、平成22年6月2日の公民館使用承認申請受付分から、次のとおり完全実施することになりました。なお、ご不明の点は、公民館職員にお気軽にお問い合わせください。

近年、政治への市民参加や市民間・始められた政治に対する関心が高まる一方で、各種の公選選挙における投票率の低下に懸念されるように市民の政治的無関心の進んでおり、市民の政治に対する意識の向上や政治への市民参加の促進が重要な課題となっております。また、教育基本法第14条は「員民は、教育上重要な政治的投票は、教育上重要と認められる限り、投票権を行使し、投票することにより、政治への市民参加を促進する観点から、政策や政治に関する学習会などの利用について下次のとおり認めることになりました。

内容	利用の有無
政策や政治に関する勉強会・学習会(政党、政治団体、後援会が主催するもの・特定の政策等に賛成又は反対するもの・議員が講師等になるもの)	○
議員の市政報告会、時局講演会等	○
政党、政治団体、後援会の集會	○

\* なお、議員の当選祝賀会や政治パーティー、政党・政治団体・後援会等の打合せの会合などは、市民の学習活動等の振興という公民館の設置目的に合致しないため、引き続き承認しないこととしています。

ホーム

暮らし・手続き

健康・医療・福祉

子育て・教育

観光・スポーツ・文化

産業・ビジネス

市政情報

ホーム > 生涯学習課 > 公民館 > 公民館をご利用のみなさまへ

## 公民館をご利用のみなさまへ

各地区公民館の政党等への貸出について、変更がありました。

(例)

内容	従来	変更後
政策や政治に関する勉強会（学習会・政党、政治団体、後援会が主催するもの・特定の政策等に賛成又は反対するもの・議員が講師等になるもの）	×	○
議員の市政報告会、時局講演会等	×	○
政党、政治団体、後援会の集会	×	○

※なお、議員の当選祝賀会や政治パーティー、政党・政治団体・後援会等の打合せの会議などは、市民の学習活動等の振興という公民館の設置目的に合致しないため、引き続き利用できません。

### ○公民館

→ 各地区公民館（休館日・開館時  
間・部屋数）

→ 公民館施設使用料

→ 図書館

### このページに関するお問合せ先

岩出市教育委員会 生涯学習課 公民館係 TEL 0736-62-2141 (内線285)



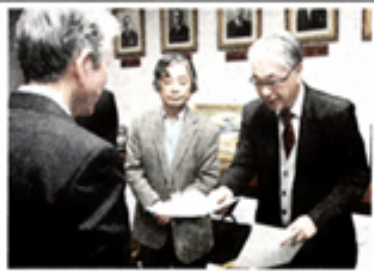
自由法曹団

## 池田町公民館使用取り消しで

# 抗議声明を提出

池田町内の住民有志らでつくる実行委員会が今月二日、町公民館などで企画した野党共闘などと呼び掛ける「町民と政党のつどい」が、町側から施設使用許可を取り消されるなどしたとして、実行委を支援する自由法曹団県支部などは二十七日、抗議声明や質問状を壺聖章町長らに提出した。町教委などは「特定の政党の利害につながる」などとしているが、同支部は「憲法が保障する集会の自由を侵害している」と主張している。（林啓太）

実行委などによると、つどいでは民進、共産、社民党などの関係者を招き「総選挙も市民と野党共闘で勝利しよう」などと呼び掛ける内容だった。



声明文を壺町長（手前左）に手渡す岩下弁護士（左）＝池田町役場で

実行委は十一月初め「と説明。いったん申請書を出したの目的が町公民館の使用許可は許可したが、今月一日になって取り消され、町福祉会館の使用許可を町に申請したが許可されなかった。実行委は結局、町内の自治会施設で開催した。使用許可取り消しについて平林康男教育長は、公民館での「特定の政党の利害に関する事業」などを禁止する社会教育法を挙げ「与党の批判や野党共闘の呼び掛けなどは特定の政党の利害につながる

護士は「公民館や福祉会館で、住民が国政に関する政策課題について意見を述べることは法的にも差し支えない」としている。同支部の岩下智和弁

い」、実行委の牛越邦夫事務局長（セ）も「行政当局による市民活動の制限は許されない」と反発している。文部科学省社会教育課の担当者は、同法に

関し「特定の政党ばかりに使用を許可してはならないとの趣旨」と説明し、市民の政治活動などでの使用は法的に問題はない、との見解を示している。